

日本CFO協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本協会は、日本CFO協会（英文名 Japan Association for Chief Financial Officers）という。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(支部)

第3条 本協会は、理事会の議決を経て必要な地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本協会は、企業の経営、経理、財務に関する技術及び倫理の調査・研究を進め、あわせてその高い技術と倫理観を修得した企業人の育成を図ることにより、企業経営の健全化に資し、もって日本企業ならびに日本経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 企業の経営、経理、財務に関する調査、及び研究の実施
- (2) 企業の経営、経理、財務に関する情報交換会、及び各種研究会の開催
- (3) 企業の経営、経理、財務に関する各種研修会、及び各種セミナーの開催
- (4) 企業の経営、経理、財務に関する分析、及びアンケートの実施
- (5) 高い技術と倫理観を習得・実践した企業人の表彰
- (6) 企業人育成のための各種資格認定、及び各種検定の実施
- (7) 各種資格認定、及び各種検定に伴う認定会員証、検定会員証の発行
- (8) 会員に対する各種情報サービスの提供
- (9) その他、目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 本協会の会員は、次の2種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

正会員 本協会の目的に賛同して入会した個人又は法人

賛助会員 本協会の目的及び事業を賛助する個人、法人又は団体

(入会)

第7条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 入会は、理事会が別に定める基準により、理事長が本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 特別の費用を必要とするときは、総会の議決を経て臨時会費を徴収することができる。

(資格の喪失)

第9条 会員は、次の事由によって資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 禁治産もしくは準禁治産又は破産宣告を受けたとき。
- (3) 死亡し、もしくは失踪宣言を受け、又は会員である法人が解散したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を理事長に提出しなければならない。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会において3分の2以上の議決に基づき除名することができる。ただし、その会員に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の名誉を傷つけ、又は本協会の目的に違反する行為があったとき。
- (2) 本協会の会員として義務に違反したとき。
- (3) 会費を1年以上滞納したとき。

(会費等の不返還)

第12条 会員が既に納入した会費、入会金その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 役員等

(役員)

第13条 本協会に、次の役員をおく。

理事 3名以上40名以内(うち、理事長1名、副理事長1名、専務理事1名) 監事 3名以内

(役員を選任)

第14条 理事及び監事は、総会でこれを選出し、理事長、副理事長、専務理事については理事の互選とする。

(理事の職務)

第15条 理事長は、本協会を代表し、会務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、日常の事務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し会務の執行を決定する。

(監事の職務)

第16条 監事は、本協会の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- (1) 本協会の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行についての不整の事実を発見したときは、これを理事会および総会に報告すること。

(役員任期)

第17条 本協会の役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者(又は現任者)の残在期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合は、総会において3分の2以上の議決により解任することができる。

- 2 心身の故障のために職務の執行にたえられないと認められるとき。
- 3 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬) 第19条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(相談役・顧問)

第20条 本協会に相談役及び顧問をおくことができる。

- 2 相談役及び顧問は、理事長が推薦し理事会の承認を得て委嘱する。
- 3 相談役及び顧問のうちから、理事長は理事会の承認を得て名誉相談役および最高顧問を委嘱することができる。

(評議員の設置、構成及び審議事項)

第21条 本協会は、評議員2名以上10名以内からなる評議員会をおくことができる。

- 2 評議員は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- 3 評議員会は、理事長から諮問された本会の事業の運営に関する事項について審議し、又は具申すべき意見を決定する。
- 4 評議員会は、理事長が必要と認めるとき、理事長がこれを招集しその議長となる。

- 5 評議員の任期については、第 17 条第 1 項の規定を準用する。
- 6 その他評議員会に関して必要な事項は、理事会でこれを定める。

第 5 章 会 議

(種 別)

第 22 条 本協会の会議は、総会および理事会とする。

(構 成)

第 23 条 総会は正会員をもって構成する。

- 2 理事会は理事をもって構成する。
- 3 監事は、会議に出席して意見を述べることができる。

(権 能)

第 24 条 総会は、この定款に定めるものの他、本協会の運営に関する重要事項を議決する。

- 2 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第 25 条 総会は年 1 回毎年 6 月に開催する。ただしこの総会は、会員に対して、書面もしくは電子メールにて議案等を送付もしくは送信し、異議がある会員のみその意思を書面もしくは電子メールにて送付もしくは送信して採決するものとし、総会員の過半数の賛同にて可決するものとする。

- 2 理事会は、毎年 1 回、会計年度終了後 3 カ月以内に開催する他、理事長が必要と認めるとき、又は理事の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(招 集)

第 26 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事会を招集する場合は、前項の規定を準用する。ただし、議事が緊急を要しない場合は、あらかじめ理事会で定めた方法により招集することを妨げない。
- 3 前条の請求があった場合は、理事長は速やかに会議を招集しなければならない。

(議 長)

第 27 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 28 条 理事会においては理事の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(議 決)

第 29 条 理事会の議事は、理事の過半数をもって決する。

- 2 可否同数のときは、議長がこれを決する。

(書面表決等)

第 30 条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決を委任することができる。

(理事会)

第 31 条 理事会の議事録については、議事録を作成し議長及び議事録署名人 2 名以上が署名捺印しなければならない。

第 6 章 委 員 会

(設置等)

第 32 条 本協会は、第 5 条の事業を円滑に運営するため必要に応じて委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、理事会の議決を得て、正会員のうちから理事長が委嘱する。
- 3 委員会の組織、構成及び運営に関して必要な事項は理事長が理事会の議決を得て別に定める。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第33条 本協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費及び入会金
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第34条 本協会の資産は、理事長が管理しその管理方法は理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第35条 本協会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第36条 本協会の事業計画及び収支予算は理事長が作成し、理事会の議決を得た後、総会の議決を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前会計年度の予算に準じて執行することができる。

(暫定予算)

第37条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第38条 本協会の事業報告及び収支決算は、会計年度終了後、理事長がこれを作成し、監事の監査を受け、総会の議決を得なければならない。

(特別会計)

第39条 本協会は、事業遂行上必要がある場合は理事会の議決を得て特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計は、第36条の収支予算及び前条の収支決算に計上しなければならない。

(予算の更正及び補正)

第40条 緊急に予算の更正及び補正の必要性が生じたときは、理事会において決定することができる。ただし、この場合次期総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第41条 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の議決を得なければ変更することはできない。

(解散及び残余財産の処分)

第43条 本協会は、理事会の議決を得て解散することができる。

2 解散にともなう残余財産は、理事会の議決を得てこの協会と類似の目的をもつ団体に寄付するものとする。

第9章 事務局

(事務局)

第44条 本協会の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の同意を得て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。
- 4 事務局長は、理事をもって充てることができる。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を得て理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第45条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他の必要な帳簿及び書類

第10章 補則

(委任)

第46条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を得て別に定める。